

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」素案に係る
パブリックコメント（意見募集）の実施について

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」素案について、次のとおり意見募集を実施します。

1 目的

広島県教育委員会では、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする、長期的かつ全県的な視野に立った今後の県立高等学校の在り方について基本的な考え方を示す「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（以下「計画」という。）の策定を進めています。

この度、計画の素案を取りまとめましたので、広く県民からの意見を募集し、今後の計画策定に当たっての参考とします。

2 意見募集期間

令和5年11月20日（月）～令和5年12月19日（火）

※郵便の場合は、令和5年12月19日（火）の消印まで有効

3 公表方法

(1) ホームページへの掲載

- 広島県ホームページ「パブリックコメント（意見募集）」のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/19/1177324369710.html>

- 広島県教育委員会ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku08/koukou-keikaku-dainiki.html>

(2) 行政情報コーナーにおける閲覧

(3) 各教育事務所及び西部教育事務所芸北支所における閲覧

※ 閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時45分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）に限ります。

4 提出方法及び提出先

郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより、別紙様式を提出してください。

提出方法	提出先
郵便	〒730-8514 広島市中区基町9番42号 広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 学校経営戦略推進課 宛
ファクシミリ	(082)223-1123 広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 学校経営戦略推進課 宛
電子メール	kyokeiei@pref.hiroshima.lg.jp ※ 件名に「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」素案に係る意見」と明記してください。

※意見の内容を正確に把握し、記録として残すため、電話、来庁での口頭による意見提出は受け付けません。

5 その他

(1) 提出された意見は、今後の計画策定に当たっての参考とします。

(2) 意見の内容を簡潔に取りまとめて、個人が識別される情報を除き公表します。

(3) 意見に対しての個別の回答はしませんが、県としての考え方については公表します。

「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」素案に係る意見記入用紙

差し支えない範囲で記入してください。

住 所 (市区町村まで)	
年 齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上 ※該当する項目の□にチェックをしてください。

【意見記入欄】

該当ページ・ 該当箇所等	御 意 見

■注意事項 「意見記入欄」に意見、該当ページ及び箇所を記入してください。

■募集期間 令和5年11月20日（月）～令和5年12月19日（火）
（郵便の場合は、令和5年12月19日（火）の消印まで有効）

■提出方法 この用紙に意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵便 〒730-8514 広島市中区基町9番42号

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 学校経営戦略推進課 宛

(2) ファクシミリ (082)223-1123

(3) 電子メール kyokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

（件名を「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画(第2期)」素案に係る意見」としてください。）

※ 意見を正確に把握し、記録として残すため、電話又は来庁での口頭による意見の提出は受け付けていませんので、御了承ください。

■提出手続に関する問合せ先

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部

学校経営戦略推進課 県立学校改革・学校働き方改革推進担当

電話 082-513-4963（ダイヤルイン）

- 皆様から寄せられた意見は、今後の計画策定に当たっての参考とします。
- 意見の内容は、簡潔に取りまとめて、個人が識別される情報を除き公表します。
- 意見に対して個別に回答はしませんが、県としての考え方については公表します。